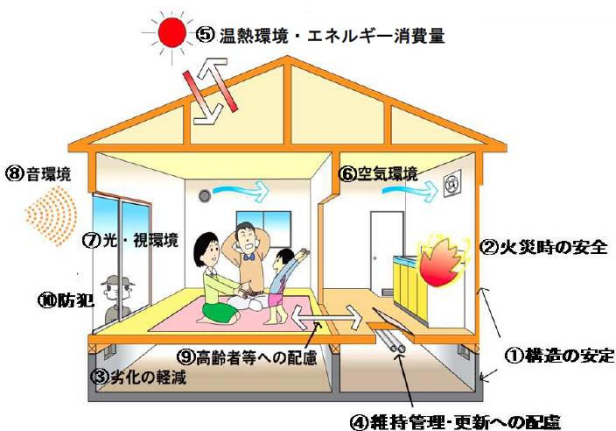


長期優良住宅や性能評価などが求められ… 2021年4月からは省エネ説明義務化！ 面倒な各種申請業務を代わっておこないます！ 各種申請サポートサービス

住宅品質確保促進法が2000年に施行されて、今では新築住宅の約25%以上が住宅性能表示を受けようになりました。長期優良住宅も戸建住宅では年間10万戸以上が認定を受けています。また、2021年4月から小規模（300㎡未満）の住宅・建築物の設計を行う際に建築士が建築主（施主）に対して、省エネ基準（外皮性能や一次エネルギー消費量性能）適合の説明義務化が始まります。当社では工務店様向けに各種申請サポートサービスを開始しましたので、この機会に是非ご利用ください。



●住宅性能表示制度の実績(2000年度～2018年度)

■新築住宅



・平成30年度の実績は約25万戸、新設住宅の約26%が住宅性能表示制度を利用※

長期優良住宅の実績

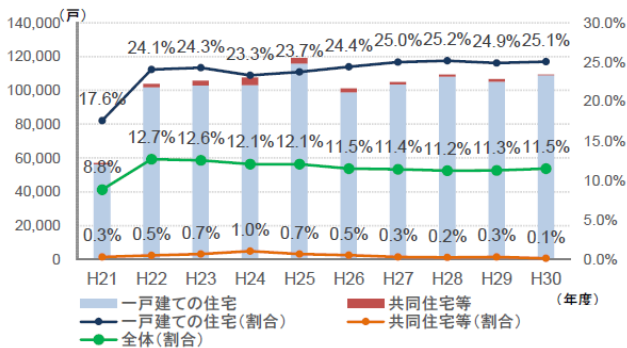
【新築】累計実績 (H21.6～H31.3)

1,024,989戸 (一戸建て: 1,004,152戸、共同住宅等: 20,837戸)

※H30年度 …109,386戸 (住宅着工全体の11.5%)

一戸建て: 108,800戸 (住宅着工全体の25.1%)

共同住宅等: 586戸 (住宅着工全体の0.1%)



※割合は新設住宅着工数に対する長期優良住宅の認定戸数の比率

省エネ説明義務化

説明義務制度とは

建築士は、300㎡未満の住宅を設計する際に、建築主に対して省エネ基準への適合性について書面を交付して説明することが、「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律」で義務付けられています。また、建築主は、建てようとする住宅について、省エネ基準に適合するよう努力義務が同じ法律で課せられています。建築士から積極的に説明を求めて、省エネ基準に適合する住宅を目指しましょう。

※建築士が説明を希望しない旨の意思表示をした場合、建築士から説明は行われません。



説明内容

- ① 省エネ基準への適否
- ② (省エネ基準に適合していない場合) 省エネ性能確保のための措置の内容

各種申請サポートサービスメニュー

・長期優良住宅技術審査申請サービス

長期優良住宅認定制度は長期にわたり良好な状態で使用するための措置が講じられた優良な住宅の建築・維持保全に関する計画を「長期優良住宅の普及の促進に関する法律」に基づき認定するものです。平成21年6月より新築の認定が開始、平成28年4月より既存住宅の増築・改築の認定が開始しました。認定により税制優遇などを受けることができます。

・設計性能評価申請サービス

住宅の品質を確保した住宅を取得できるように「住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成12年施行）」に基づき住宅性能を表示する住宅性能表示制度ができました。設計性能評価申請をサポートします。

・低炭素住宅申請サービス

低炭素建築物認定制度は「都市の低炭素化の促進に関する法律（平成24年12月施行）」により市街化区域等の区域内において低炭素化のための措置が講じられた建築物（低炭素建築物）を認定するものです。認定により税制優遇や建築確認申請における容積率の緩和等を受けることができます。

・BELS評価申請サービス

建築物省エネルギー性能表示制度（BELS）は「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律」に基づき建築物のエネルギー消費性能の見える化表示として導入されました。

・外皮計算・一次エネルギー消費量計算サービス

省エネルギー基準の評価は「外皮計算」と「一次エネルギー消費性能」の2つをおこないます。外皮性能の評価方法は選択することが可能ですが、正確な外皮性能を算出する「標準計算ルート」をご用意しています。

・ZEH申請サービス

省エネルギーを実現に加えて再生エネルギーを導入することで年間の一次エネルギーの収支をゼロにするZEH（ゼロエネルギーハウス）の申請をサポートします。

お申込みはご希望のサービスを下記までご連絡ください



横浜市港北区新横浜2-5-14
TEL 045(478)2482
<https://www.asd-inc.co.jp>
sales@asd-inc.co.jp

工事監理クラウド



お問い合わせは
こちら

